

# 一般財団法人東京社会保険協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、一般財団法人東京社会保険協会と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、健康保険・厚生年金保険等の被保険者及び被扶養者の健康管理及び福利の増進等に資する事業を行うとともに、社会保険制度の普及発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活習慣病予防や法令で定める健康診断
- (2) 健康診断を受けた者に対する保健指導
- (3) 福利の増進に関する諸事業
- (4) 社会保険制度の普及発展に関する広報活動
- (5) 前各号のほか目的遂行上必要とする事業

## 第3章 資産及び会計

### (事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第6条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

### (事業報告及び決算)

第7条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作

成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

#### (暫定予算)

- 第8条 第6条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度収支予算に準じ暫定予算を定め、これを執行することができる。
- 2 前項の規定により定めた暫定予算は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 第1項の規定による暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

## 第4章 評議員

#### (評議員の定数)

第9条 本会に評議員28名以内を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

#### (評議員の任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員の報酬及び費用)

- 第12条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

### (構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関し必要な事項として理事会が評議員会に付議した規則の制定・改廃
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の決議に基づき副会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

#### (議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

## 第6章 役員

#### (役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事31名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を会長とする。

3 理事のうち2名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の会長及び第3項の副会長は、法人法上の代表理事とし、前項の専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 法人法上の代表理事以外の理事について、理事会の決議を経て業務執行理事とすることができる。

6 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定める順位により副会長がその任にあたる。

7 第6項の副会長の順位は、理事会の決議を経て定める。

#### (役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長並びに業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の

状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第7章 理事会

#### (構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長並びに業務執行理事の選定及び解職

#### (招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集し、会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長にあたる。

#### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び副会長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 会員及び会費

#### (会員)

第33条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した東京都内に所在する健康保険法又は厚生年金保険法の適用を受ける事業主又は事業所の代表者（以下、「事業主等」という。）とする。

2 会員として入会しようとする事業主等は、入会申込書により代表理事に申し込まなければならない。

3 会員は、退会届を代表理事に提出して退会することができる。

#### (会費)

第34条 会員は、本会の事業及び業務執行に要する費用に充てるため、別に定める規程に基づき会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は返還しないものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

#### (解散)

第36条 本会は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由によって解散する。

#### (残余財産の帰属等)

第37条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 10 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 38 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事（会長）は安西 邦夫、業務執行理事は片平 義信、清野 美明とする。
- 4 本会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

小池 敏夫	鳴瀬 美行	須田 三郎	武藤 玲	加藤 孝一
平井 敏雄	近藤 勝	林 秀夫	三木直太郎	佐藤 努
小林 司	出浦 智	太田 譲二	柳田 道康	下川 徳雄
桃原 忠治	下枝 進	山本 萬造	齋藤 厚	阿部 敬子
浅野 恭秀	松崎 繁高	吉澤 幸子	神谷 勝	関根 英二
岩谷 孝雄	加倉井 覚	大串 郁子		

### 附 則

この定款は、平成 25 年 7 月 24 日から施行する。

# 平成24年度事業報告

## 事業概況

平成24年度は、日本年金機構南関東ブロック本部や全国健康保険協会東京支部など社会保険関係団体のご協力を得て各事業を推進し、一定の実績を確保することができた。

本会の主要事業である社会保険制度の周知・啓発のための広報活動については、「WEB版社会保険新報」の配信が順調に推移しており、社会保険制度の周知・啓発という本来の機能に加え、本会事業の広報・営業の手段としても大きく寄与しているところである。

健診事業においては、広報・営業活動を強化して健診受診者の確保に努めるとともに、受診者ニーズに応えたサービスの向上に努めた結果、相当数の受診者増を図ることができた。

しかしながら、会員事業所の確保については、新規に社会保険が適用された事業所や過去において会員であった事業所に加入勧奨を行うなどの対策を講じてきたところであるが、毎年の減少傾向に歯止めをかけられず、24年度末の会員事業所数は、前年度比約8.5%の減少となっており、今後とも対策を強化する必要がある。

## 1. 会員事業所の確保対策

継続して加入いただくための勧奨活動、過去において会員であった事業所への勧奨活動、新規に社会保険が適用された事業所に対する加入勧奨、各種講習会の場を活用した加入勧奨を継続して行ったところ、新規適用事業所から177事業所、各種講習会での勧奨により22事業所に加入いただいたが、一方でこれを上回る退会があり、全体として50,276加入事業所となった。

会員事業所の確保は、本会の健全運営の基本であることから、引き続き加入のメリットを実感できる事業展開を図るとともに、メールマガジン等を活用した広報活動や加入勧奨活動を強化し、会員確保を図ることとする。

## 2. 支部事業

各支部で行われている福利厚生事業に関する業務を本部に集約化することにより、事務の効率化と業務の負担軽減を図ることとし、保養施設・レジャー施設の契約を一括して行ってきた。また、東京ディズニーリゾートの入園補助等の事業についても各支部が共通して行う事業として、本部で契約等にあたってきたところである。



各支部においては、年金委員会と連携して社会保険制度の周知や健康づくりを図るための講習会の開催、参考図書配布、ボウリング大会、観劇会等を実施してきたが、これらの事業を近隣支部と共催して開催するなど、スケールメリットを活かした活動も引き続き展開された。

### 3. 社会保険広報

社会保険制度の普及発展に資するため、広報誌「社会保険新報」を毎月作成してホームページに掲載するとともに、「WEB版社会保険新報」としてメールアドレスを登録された方々に配信している。

記事の提供及び編集には、引き続き日本年金機構南関東ブロック本部及び全国健康保険協会東京支部のご協力を得ているところであり、年度末現在のアドレス登録件数は 53,556 件となっている。

また、協会事業の周知・広報を図るための「協会だより」を年3回発行しているほか 各支部においても「支部報」を適宜発行し、社会保険制度の周知・啓発や各種事業の案内を行った。

### 4. 社会保険事務講習会

東京社会保険会館会議室で開催してきた社会保険事務講習会について、利用者の利便性を考慮し、立川や錦糸町などでも開催したところ、多くの方々に受講いただいた。

また、受講希望者にはメールを利用した応募や案内を行い、申込み方法の利便性を図ったところである。

### 5. 健康づくり事業

会員事業所に対して「職場の健康づくり講習会」の開催を促し、希望する事業所に対しては無償で講習会の講師を派遣し、また、体力測定器具の貸し出しを行い、職場における健康づくりの推進と健康管理意識の高揚を図った。

### 6. 健診事業

フィオーレ健診クリニックは、女性フロアや保育室の設置等による受診者サービスの向上に努めてきた結果、女性の受診者を中心に好評を得ており、予約も順調に推移してきたところである。

平成24年度からは新たに受診者専用ラウンジを設置し、健診後のくつろぎスペースとしてご利用いただいているが、これについても好評を得ている。また、本会の広報媒体を駆使した広報をはじめ、事業所への訪問、

DM送付、電話勧奨、健康保険組合の機関誌へのチラシ挿入などの広報・営業活動を積極的に行うとともに、一日あたりの受診枠の拡大も行った結果、約72,000名（前年度比9.5%増）の受診者を確保することができた。

健診車による巡回健診は、仕事の都合で遠方の健診機関まで赴くのが困難な従業員にとっての利便性と、事業所内で所定の健診が一斉に終了し、受診率も向上するため、事業主にもメリットがある健診であることから、事業所の幅広いニーズに応えた健診を実施しているところであり、徐々にではあるが利用者が増加している。

## 7. その他

### （1）保健・福祉施設の運営委託契約解除に伴う特別会計の清算について

平成24年7月31日、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「RFO」という。）から、「健診事業特別会計の第2次清算報告は適正である」旨の通知があり、平成22年12月の第1次清算を含め、全ての清算が終了した。

### （2）定期検査について

平成24年10月4日、関東信越厚生局による定期検査が実施され、その結果について、11月9日付の文書をもって、「全般にわたり適正に実施されていると認められた」旨の通知があった。

### （3）公益法人制度改革への対応について

一般財団法人移行に関する協会内部の諸手続きを経て、平成24年10月、東京都へ移行認可申請を行っていたところ、平成25年3月25日付をもって認可書が交付された。（平成25年4月1日、「一般財団法人東京社会保険協会」設立登記）

以下、事業概要は次のとおりである。

## 事業状況

### 1. 会員加入勧奨の推進

各支部における代議員会終了後、支部長名による平成24年度の事業案内と会費納入依頼文書を送付したほか、会費未納事業所への再依頼、新規適用事業所に対する加入案内、各種講習会やホームページにおいて未加入事業所への加入勧奨を行った。

区 分	対象事業所数	加入事業所数
継続会員への会費納入依頼	70,978事業所	50,077事業所
新規適用事業所への加入案内	13,448事業所	177事業所
ホームページ・講習会参加者による加入申込		22事業所

### 2. 福利厚生事業の推進

#### (1) 契約保養施設・レジャー施設等利用の推進

契約保養施設、レジャー施設の利用料補助を行った。

東京ディズニーリゾートの入園料補助事業は、引き続き各支部からの要請により共通事業として契約等にあたり、業務の効率化に努めた。

なお、海の家利用券の配布は廃止した。

区 分 \ 年 度	平成24年度	平成23年度	増△減	備 考
契約保養施設の利用補助	548人	430人	118	
レジャー施設の利用補助	13,192	10,873	2,319	
東京ディズニーリゾート入園料補助	6,706	6,429	277	
海の家利用券の配布		1,473	△1,473	廃止
合 計	20,446	19,205	1,241	

(2) 親子バスハイクの実施 79名参加

(3) 会員健診(人間ドック)の実施 189名受診

### 3. 広報活動の推進

社会保険制度の周知・啓発を図るため、「WEB版社会保険新報」の配信、「算定基礎届・月額変更届の手引」を発行するとともに、協会事業の周知を図るため、「協会だより」を発行した。

(1) 社会保険新報編集委員会の開催  
毎月開催(編集委員長他委員15名)

(2) 「WEB版社会保険新報」の配信  
毎月(平成25年3月末配信登録件数 53,556件)

(3) 「算定基礎届・月額変更届の手引」の発行  
5月発行(作成部数 63,000部)

(4) 協会だよりの発行  
年3回(4・7・11月)発行(作成部数 64,000部/平均)

(5) 支部報の発行  
各支部毎に適宜発行

(6) ホームページの充実

#### 4. 社会保険事務講習会・セミナーの開催

項目	内 容	平成24年度			平成23年度		
		回数	申込者数	参加者数	回数	申込者数	参加者数
社会保険 事務講習	算定事務	4	1,085人	848人	5	1,184人	909人
	基礎知識	4	991	714	5	1,007	856
	60歳からの雇用保険と社会保険	4	1,118	873	4	1,308	1,089
	メンタルヘルス	4	254	203			
	出産・育児・介護休業と社会保険				3	962	802
	厚生年金に関する講習会				5	1,308	1,024
	年金の仕組みと手続き	6	1,214	885			
	パート・アルバイトの社会保険	3	686	468			
	健康保険の給付と手続き	4	818	668	5	699	570
	年金シニアライフセミナー	1	274	187	1	165	123
新規適用事業所を対象とした社保事務	4	220	179	4	153	123	
健保組合を対象とした実務講習	1	62	61	2	105	93	
合 計		35	6,722	5,086	34	6,891	5,589

#### 5. 健康づくり事業の推進

「職場の健康づくり講習会」の開催を促し、講師の派遣・体力測定器具の貸し出しを行い、職場における健康づくりの推進と健康管理意識の高揚を図った。

区 分	年 度	平成24年度		平成23年度		増△減	
		回 数	参加人員	回 数	参加人員	回 数	参加人員
講師の派遣		47回	1,771人	41回	1,331人	6回	440人
	医 師	1	38	1	35	0	3
	体育専門家	23	838	18	697	5	141
	栄 養 士	3	112	1	76	2	36
	メンタルヘルス対策	20	783	21	523	△ 1	260
体力測定器具の貸出		3	62	4	35	△ 1	27
合 計		50	1,833	45	1,366	5	467

## 6. 健診事業の推進

全国健康保険協会管掌健康保険の生活習慣病予防健診をはじめ、各健康保険組合の健康診断について、積極的な受診勧奨を行うとともに、施設の整備や接遇の向上に努め受診者サービスの向上を図った。また、事業所のニーズに応じて健診車による巡回健診を実施した。

### フィオーレ健診クリニックの健診事業

区 分 \ 年 度	平成24年度	平成23年度	増 △ 減	備 考
生活習慣病予防健診	22,541人	20,684人	1,857人	協会けんぽ健診/一般・付加健診
若 年 層 健 診	13,336	13,202	134	
特定健診・保健指導	788	431	357	
生 活 習 慣 病 健 診	6,584	5,858	726	
胃 健 診	15	15	0	
主 婦 健 診	2,098	1,742	356	
一 日 人 間 ド ッ ク	12,097	9,673	2,424	会員ドック含む
定 期 健 康 診 断	14,750	14,303	447	
一 般 外 来 診 癆	380	278	102	
二 次 検 査	39	160	△ 121	
合 計	72,628	66,346	6,282	
保育室利用者数	1,317	591	726	

# 事業概要

## I. 事業経過

年月日	事業内容等
平成	
24. 4. 10	社会保険新報編集委員会を開催し、次の議題について協議した。 1. 5月号見本誌について 2. 6月号編集試案・7月号掲載予定記事の提案
24. 4. 18	協会事業運営協議会を開催した。
24. 5. 11	社会保険新報編集委員会を開催し、次の議題について協議した。 1. 6月号見本誌について 2. 7月号編集試案・8月号掲載予定記事の提案 3. 協会だよりについて
24. 5. 15	平成23年度の本会業務について監事の監査を受けた。
24. 5. 16	副会長会議を開催し、次の議題について協議した。 1. 平成23年度事業報告について 2. 平成23年度収入支出決算について 3. 保健・福祉施設運営委託契約の解除に伴う特別会計の最終清算 4. 決算残金処分について 5. 評議員の選任 6. 一般財団法人東京社会保険協会定款(案) 7. その他
24. 5. 22	第265・266回理事会及び第153回評議員会を開催、次の議題を付議し、審議の結果原案どおり可決または承認された。 1. 理事の選任について 2. 評議員の選任について 3. 平成23年度事業報告 4. 平成23年度一般会計収入支出決算 5. 平成23年度フィオーレ健診クリニック特別会計決算 6. 平成23年度日本橋健診センター特別会計決算 7. 平成23年度東京社会保険会館特別会計決算 8. 保健・福祉施設運営委託契約の解除に伴う特別会計の最終清算 9. 決算残金処分について 10. 一般財団法人東京社会保険協会定款(案) 11. その他
24. 5. 30	協会事業運営協議会を開催した。
24. 6. 6	算定基礎届事務講習会をフィオーレ東京において開催し、297名の参加をみた。
24. 6. 7	算定基礎届事務講習会をフィオーレ東京において開催し、264名の参加をみた。

年 月 日	事 業 内 容 等
24. 6. 8	<p>社会保険新報編集委員会を開催し、次の議題について協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 7月号見本誌について</li> <li>2. 8月号編集試案・9月号掲載予定記事の提案</li> </ol>
24. 6. 16	<p>算定基礎届事務講習会をフィオーレ東京において開催し、51名の参加をみた。</p>
24. 6. 20	<p>協会事業運営協議会を開催した。</p>
24. 6. 21	<p>算定基礎届事務講習会をフィオーレ東京において開催し、236名の参加をみた。</p>
24. 6. 27	<p>(社)全国社会保険協会連合会理事会・総会が全社連研修センターにおいて開催され出席した。</p>
24. 7. 5	<p>関東地区社会保険協会会議が開催され出席した。</p>
24. 7. 10	<p>社会保険新報編集委員会を開催し、次の議題について協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 8月号見本誌について</li> <li>2. 9月号編集試案・10月号掲載予定記事の提案</li> </ol>
24. 7. 11	<p>保健・福祉施設の運営委託契約解約に伴う特別会計の清算(第2次清算)について、RFOに対して「清算剰余金が生じたので、委託契約に基づき引き渡す」旨報告した。</p>
24. 7. 12	<p>社会保険の基礎知識事務講習会をフィオーレ東京で開催し278名の参加をみた。</p>
24. 7. 13	<p>社会保険の基礎知識事務講習会をフィオーレ東京で開催し264名の参加をみた。</p>
24. 7. 17	<p>社会保険の基礎知識事務講習会をすみだ産業会館で開催し82名の参加をみた。</p>
24. 7. 18	<p>協会事業運営協議会を開催した。</p>
24. 7. 19	<p>社会保険の基礎知識事務講習会を立川商工会議所で開催し90名の参加をみた。</p>
24. 7. 28	<p>親子バスハイクを開催し、79名の参加をみた。</p>
24. 7. 31	<p>RFOより「第2次清算報告を審査した結果、適正と認められる」旨の通知があった。</p>
24. 8. 7	<p>社会保険新報編集委員会を開催し、次の議題について協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 9月号見本誌について</li> <li>2. 10月号編集試案・11月号掲載予定記事の提案</li> </ol>
24. 9. 4	<p>社会保険新報編集委員会を開催し、次の議題について協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 10月号見本誌について</li> <li>2. 11月号編集試案・12月号掲載予定記事の提案</li> <li>3. 協会だよりについて</li> </ol>
24. 9. 5	<p>最初の評議員選定委員会を開催し、次の議題を付議したところ、西内岳委員が委員長に選出され、その後、同委員長の議事進行により、本会理事会から推薦された評議員候補者が最初の評議員として選出された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委員長選出</li> <li>2. 最初の評議員の選任</li> </ol>
24. 9. 6	<p>健康保険の給付と手続き事務講習会を電設基金会館において開催し、172名の参加をみた。</p>
24. 9. 7	<p>健康保険の給付と手続き事務講習会を電設基金会館において開催し、167名の参加をみた。</p>

年 月 日	事 業 内 容 等
24. 9. 8	寄席鑑賞会を国立演芸場で開催し、260名の参加をみた。
24. 9. 12	健康保険の給付と手続き事務講習会を電設基金会館において開催し、160名の参加をみた。
24. 9. 13	<p>第268回理事会及び第154回評議員会を開催、次の議題を付議し、審議の結果原案どおり可決または承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般財団法人東京社会保険協会の最初の評議員について</li> <li>2. 一般財団法人東京社会保険協会の最初の代表理事の選任等について</li> <li>3. 一般財団法人への移行認可申請について</li> <li>4. 一般財団法人東京社会保険協会の諸規程の制定等について</li> <li>5. その他</li> </ol>
24. 9. 14	健康保険の給付と手続き事務講習会を電設基金会館において開催し、169名の参加をみた。
24. 9. 19	協会事業運営協議会を開催した。
24. 9. 26	新規適用事業所を対象とした社会保険事務講習会をフィオーレ東京において開催し、48名の参加をみた。
24. 9. 27	新規適用事業所を対象とした社会保険事務講習会をフィオーレ東京において開催し、58名の参加をみた。
24. 10. 3	健康保険組合担当者を対象とした社会保険実務講習会をフィオーレ東京において開催し、61名の参加をみた。
24. 10. 4	関東信越厚生局による定期検査を受けた。
24. 10. 9	<p>社会保険新報編集委員会を開催し、次の議題について協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 11月号見本誌について</li> <li>2. 12月号編集試案・1月号掲載予定記事の提案</li> </ol>
24. 10. 10	第40回東京都年金受給者大会が新宿区文化センターにおいて開催され、本会もこれを後援した。
24. 10. 11	一般財団法人東京社会保険協会への移行認可申請を東京都に対して行った。(電子申請)
24. 10. 13	寄席鑑賞会を国立演芸場で開催し、246名の参加をみた。
24. 10. 17	メンタルヘルスセミナーをフィオーレ東京において開催し、37名の参加をみた。
24. 10. 19	メンタルヘルスセミナーをフィオーレ東京において開催し、104名の参加をみた。
24. 10. 24	パート・アルバイト社員の社会保険事務講習会を電設基金会館において開催し158名の参加をみた。
24. 10. 25	パート・アルバイト社員の社会保険事務講習会を電設基金会館において開催し162名の参加をみた。
24. 10. 26	メンタルヘルスセミナーをフィオーレ東京において追加開催し、29名の参加をみた。
24. 10. 31	メンタルヘルスセミナーをフィオーレ東京において追加開催し、33名の参加をみた。
24. 11. 2	パート・アルバイト社員の社会保険事務講習会を電設基金会館において追加開催し148名の参加をみた。



年 月 日	事 業 内 容 等
24. 11. 6	社会保険新報編集委員会を開催し、次の議題について協議した。 1. 12月号見本誌について 2. 1月号編集試案・2月号掲載予定記事の提案
24. 11. 9	関東信越厚生局より定期検査の結果について、「全般にわたり適正に実施されていると認められた」旨の通知があった。
24. 11. 13	社会保険協会職員研修会が全社連で開催され、参加した。
24. 11. 14	社会保険協会職員研修会が全社連で開催され、参加した。
24. 11. 15	健診事業報告会を開催した。
24. 11. 21	年金に関する社会保険事務講習会を電設基金会館において開催し、148名の参加をみた。
23. 11. 21	協会事業運営協議会を開催した。
24. 11. 22	年金に関する社会保険事務講習会を電設基金会館において開催し、164名の参加をみた。
24. 11. 28	年金に関する社会保険事務講習会を電設基金会館において開催し、155名の参加をみた。
24. 11. 29	年金に関する社会保険事務講習会を電設基金会館において開催し、141名の参加をみた。
24. 11. 30	年金に関する社会保険事務講習会を電設基金会館において開催し、146名の参加をみた。
24. 12. 5	年金に関する社会保険事務講習会をフィオーレ東京において追加開催し、131名の参加をみた。
24. 12. 12	社会保険新報編集委員会を開催し、次の議題について協議した。 1. 1月号見本誌について 2. 2月号編集試案・3月号掲載予定記事の提案
24. 12. 13	理事懇談会を開催し、次の議題を付議し、審議の結果原案どおり承認された。 1. 平成24年度事業中間報告 2. 平成22年度正味財産増減計算書決算見込 3. その他
24. 12. 19	協会事業運営協議会を開催した。
25. 1. 11	社会保険新報編集委員会を開催し、次の議題について協議した。 1. 2月号見本誌について 2. 3月号編集試案・4月号掲載予定記事の提案
25. 1. 23	協会事業運営協議会を開催した。
25. 1. 24	理事セミナーが全社連研修センターにおいて開催され出席した。
25. 1. 26	年金シニアライフセミナーをフィオーレ東京において開催し、187名の参加をみた。
25. 2. 5	社会保険新報編集委員会を開催し、次の議題について協議した。 1. 3月号見本誌について

年 月 日	事 業 内 容 等
	2. 4月号編集試案・5月号掲載予定記事の提案
25. 2. 19	60歳からの雇用保険と社会保険事務講習会をフィオーレ東京で開催し211名の参加をみた。
25. 2. 20	60歳からの雇用保険と社会保険事務講習会をフィオーレ東京で開催し220名の参加をみた。
25. 2. 20	協会事業運営協議会を開催した。
25. 2. 21	60歳からの雇用保険と社会保険事務講習会をフィオーレ東京で開催し207名の参加をみた。
25. 2. 22	60歳からの雇用保険と社会保険事務講習会をフィオーレ東京で開催し235名の参加をみた。
25. 3. 6	<p>理事説明会を開催し次の議題について説明のうえ意見交換を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成25年度事業計画案</li> <li>2. 平成25年度収支予算案</li> <li>3. 基本財産の振替えについて</li> </ol>
25. 3. 7	<p>理事説明会を開催し、次の議題について説明のうえ意見交換を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成25年度事業計画案</li> <li>2. 平成25年度収支予算案</li> <li>3. 基本財産の振替えについて</li> </ol>
25. 3. 7	新規適用事業所を対象とした社会保険事務講習会をフィオーレ東京において開催し、41名の参加をみた。
25. 3. 8	<p>社会保険新報編集委員会を開催し、次の議題について協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 4月号見本誌について</li> <li>2. 5月号編集試案・6月号掲載予定記事の提案</li> </ol>
25. 3. 8	新規適用事業所を対象とした社会保険事務講習会をフィオーレ東京において開催し、32名の参加をみた。
25. 3. 13	協会事業運営協議会を開催した。
25. 3. 21	協会事業運営協議会を開催した。
25. 3. 22	<p>第269回理事会及び第156回評議員会を開催、次の議題を付議し、審議の結果原案どおり可決または承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成25年度事業計画案</li> <li>2. 平成25年度収支予算案</li> <li>3. 基本財産振替えについて</li> <li>4. その他</li> </ol>
25. 3. 25	東京都から、一般財団法人東京社会保険協会への移行認可申請に対する認可書が交付された。
25. 3. 27	(社)全国社会保険協会連合会理事会・総会が全社連研修センターにおいて開催され出席した。

# 一 般 会 計 収 支 計 算 書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
事業活動収入				
〔1〕基本財産運用収入	520,000	521,424	△ 1,424	
1. 基本財産運用収入	520,000	521,424	△ 1,424	
〔2〕特定資産運用収入	69,000	65,185	3,815	
1. 特定資産運用収入	69,000	65,185	3,815	
〔3〕会費収入	273,300,000	250,075,740	23,224,260	
1. 会費収入	273,300,000	250,075,740	23,224,260	
〔4〕受取負担金収入	2,357,000	1,862,862	494,138	
1. 受取負担金収入	2,357,000	1,862,862	494,138	
〔5〕雑収入	253,300	831,643	△ 578,343	
1. 雑収入	253,300	831,643	△ 578,343	
〔6〕繰入金収入	29,029,000	20,885,000	8,144,000	
1. 繰入金収入	29,029,000	20,885,000	8,144,000	
事業活動収入計	305,528,300	274,241,854	31,286,446	
事業活動支出				
〔1〕事業費支出	281,032,000	191,065,871	89,966,129	
1. 給与費支出	77,832,000	57,559,863	20,272,137	
2. 事業経費支出	203,200,000	133,506,008	69,693,992	
〔2〕管理費支出	122,618,000	99,965,102	22,652,898	
1. 報酬及び給料手当支出	80,951,000	65,782,913	15,168,087	
2. 管理経費支出	41,667,000	34,182,189	7,484,811	

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
事業活動支出計	403,650,000	291,030,973	112,619,027	
事業活動収支差額	△ 98,121,700	△ 16,789,119	△ 81,332,581	
Ⅱ 投資活動収支の部				
投資活動収入				
[1] 特定資産取崩収入	63,560,000	5,610,000	57,950,000	
1. 特定資産取崩収入	63,560,000	5,610,000	57,950,000	
[2] 貸付金償還収入	11,836,000	1,570,000	10,266,000	
1. 貸付金償還収入	11,836,000	1,570,000	10,266,000	
投資活動収入計	75,396,000	7,180,000	68,216,000	
投資活動支出				
[1] 特定資産取得支出	33,874,000	12,973,185	20,900,815	
1. 特定資産取得支出	33,874,000	12,973,185	20,900,815	
[2] 固定資産取得支出	1,000,000	4,512,280	△ 3,512,280	
1. 固定資産取得支出	1,000,000	4,512,280	△ 3,512,280	
[3] 貸付金支出	50,000,000	0	50,000,000	
1. 貸付金支出	50,000,000	0	50,000,000	
投資活動支出計	84,874,000	17,485,465	67,388,535	
投資活動収支差額	△ 9,478,000	△ 10,305,465	827,465	

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
Ⅲ 財務活動収支の部				
財務活動収入	—	—	—	
財務活動支出	—	—	—	
財務活動収支差額	—	—	—	
Ⅳ 予備費支出	35,405,628	0	35,405,628	
当期収支差額	△ 143,005,328	△ 27,094,584	△ 115,910,744	
前期繰越収支差額	161,948,328	168,473,616	△ 6,525,288	
次期繰越収支差額	18,943,000	141,379,032	△ 122,436,032	

## 収支計算書に対する注記

1. 重要な会計方針

資金の範囲には、現金預金、未収入金、未払費用、前受金、預り金を含んでいる。

2. 次期繰越収支差額の内容は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	280,081	265,620
預 金	171,629,675	144,522,365
前 払 金	140,100	95,235
短 期 貸 付 金	0	3,464,325
未 収 入 金	24,823,413	14,382,286
合 計	196,873,269	162,729,831
未 払 金	0	8,714,600
未 払 費 用	23,927,561	8,448,055
前 受 金	183,700	80,900
預 り 金	4,288,392	4,107,244
合 計	28,399,653	21,350,799
次期繰越収支差額	168,473,616	141,379,032

# 一般会計貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増△減
I 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現 金 預 金	100,482,997	113,299,428	△ 12,816,431
支 部 現 金 預 金	44,304,988	58,610,328	△ 14,305,340
前 払 金	95,235	140,100	△ 44,865
短 期 貸 付 金	3,464,325	0	3,464,325
未 収 入 金	14,382,286	24,823,413	△ 10,441,127
流 動 資 産 合 計	162,729,831	196,873,269	△ 34,143,438
2. 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産			
定 期 預 金	260,000,000	260,000,000	0
温 泉 引 湯 権	1,000,000	1,000,000	0
基 本 財 産 合 計	261,000,000	261,000,000	0
(2) 特 定 資 産			
事 業 運 営 積 立 資 産	53,410,069	53,399,419	10,650
退 職 給 付 引 当 資 産	120,062,944	112,695,217	7,367,727
特 定 資 産 合 計	173,473,013	166,094,636	7,378,377
(3) そ の 他 固 定 資 産			
土 地	571,109,240	571,109,240	0
建 物	465,910,472	476,607,396	△ 10,696,924
什 器 備 品	2,203,345	828,158	1,375,187
敷 金	2,678,200	0	2,678,200
そ の 他 の 投 資	440,000	440,000	0
長 期 貸 付 金	766,622,000	766,622,000	0
職 員 貸 付 金	5,500,000	7,070,000	△ 1,570,000

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増△減
収 益 事 業 元 入 金	68,238,200	68,238,200	0
その他固定資産合計	1,882,701,457	1,890,914,994	△ 8,213,537
固 定 資 産 合 計	2,317,174,470	2,318,009,630	△ 835,160
資 産 合 計	2,479,904,301	2,514,882,899	△ 34,978,598
<b>II 負 債 の 部</b>			
1. 流 動 負 債			
未 払 金	8,714,600	0	8,714,600
未 払 費 用	8,448,055	23,927,561	△ 15,479,506
前 受 金	80,900	183,700	△ 102,800
預 り 金	4,107,244	4,288,392	△ 181,148
流 動 負 債 合 計	21,350,799	28,399,653	△ 7,048,854
2. 固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金	125,562,944	119,765,217	5,797,727
固 定 負 債 合 計	125,562,944	119,765,217	5,797,727
負 債 合 計	146,913,743	148,164,870	△ 1,251,127
<b>III 正 味 財 産 の 部</b>			
1. 指 定 正 味 財 産			
	100,000	100,000	0
2. 一 般 正 味 財 産			
正 味 財 産 合 計	2,332,890,558	2,366,618,029	△ 33,727,471
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	2,479,904,301	2,514,882,899	△ 34,978,598



# 一般会計正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 △ 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
1. 経常収益			
〔1〕基本財産運用益	521,424	598,000	△ 76,576
1. 基本財産運用益	521,424	598,000	△ 76,576
〔2〕特定資産運用益	80,377	255,327	△ 174,950
1. 特定資産運用益	80,377	255,327	△ 174,950
〔3〕受取会費	250,075,740	273,627,020	△ 23,551,280
1. 受取会費	250,075,740	273,627,020	△ 23,551,280
〔4〕受取負担金	1,862,862	1,524,765	338,097
1. 受取負担金	1,862,862	1,524,765	338,097
〔5〕雑収益	831,643	1,860,864	△ 1,029,221
1. 雑収益	831,643	1,860,864	△ 1,029,221
〔6〕繰入額	20,885,000	23,150,000	△ 2,265,000
1. 繰入額	20,885,000	23,150,000	△ 2,265,000
経常収益計	274,257,046	301,015,976	△ 26,758,930
2. 経常費用			
〔1〕事業費	190,184,871	228,167,768	△ 37,982,897
1. 給与費	56,678,863	65,502,602	△ 8,823,739
2. 事業経費	133,506,008	162,665,166	△ 29,159,158

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 △ 減
[2]管 理 費	117,772,308	124,578,110	△ 6,805,802
1. 報 酬 及 び 給 料 手 当	72,461,640	82,404,258	△ 9,942,618
2. 管 理 経 費	45,310,668	42,173,852	3,136,816
経 常 費 用 計	307,957,179	352,745,878	△ 44,788,699
当 期 経 常 増 減 額	△ 33,700,133	△ 51,729,902	18,029,769
2. 経常外増減の部			
1. 経常外収益			
経 常 外 収 益 計	0	0	0
2. 経常外費用			
〔1〕固 定 資 産 除 却 損	27,338	4,386	22,952
経 常 外 費 用 計	27,338	4,386	22,952
当 期 経 常 外 増 減 額	△ 27,338	△ 4,386	△ 22,952
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 33,727,471	△ 51,734,288	18,006,817
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	2,366,618,029	2,418,352,317	△ 51,734,288
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	2,332,890,558	2,366,618,029	△ 33,727,471
II 指定正味財産増減の部			
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	100,000	100,000	0
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	100,000	100,000	0
III 正 味 財 産 期 末 残 高	2,332,990,558	2,366,718,029	△ 33,727,471

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

建物及び什器備品……定額法によっている。

(2) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は外税方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減及び残高は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	260,000,000	0	0	260,000,000
温泉引湯権	1,000,000	0	0	1,000,000
小 計	261,000,000	0	0	261,000,000
特定資産				
事業運営積立資産	53,399,419	10,650	0	53,410,069
退職給付引当資産	112,695,217	12,977,727	5,610,000	120,062,944
小 計	166,094,636	12,988,377	5,610,000	173,473,013
合 計	427,094,636	12,988,377	5,610,000	434,473,013

### 3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	594,273,600	128,363,128	465,910,472
什 器 備 品	6,272,030	4,068,685	2,203,345
合 計	600,545,630	132,431,813	468,113,817

# 日本橋健診センター特別会計損益計算書

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	総括勘定合計	備 考
I 医 業 収 益		0	
II 医 業 費 用			
1. 給 与 費	4,857,519		
2. 経 費	89,635		
3. 委 託 費	230,000	5,177,154	
差 引 医 業 利 益		△ 5,177,154	(A)
III 医 業 外 収 益	9,071	9,071	(B)
IV 医 業 外 費 用	0	0	(C)
差引経常利益 (A+B-C)		△ 5,168,083	(D)
V 特 別 利 益	0	0	(E)
VI 特 別 損 失	46,247,841	46,247,841	(F)
当期純利益 (D+E-F)		△ 51,415,924	

# 日本橋健診センター特別会計貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増△減
資 産 の 部			
I 流 動 資 産			
1. 現 金 預 金	0	43,386,837	△ 43,386,837
2. 医 業 未 収 金	0	5,918,445	△ 5,918,445
3. 未 収 金	0	572,218	△ 572,218
流動資産合計	0	49,877,500	△ 49,877,500
II 有 形 固 定 資 産			
有形固定資産合計	0	0	0
III そ の 他 資 産			
1. 敷 金	0	4,185,000	△ 4,185,000
その他資産合計	0	4,185,000	△ 4,185,000
資 産 合 計	0	54,062,500	△ 54,062,500
負 債 の 部			
I 流 動 負 債			
1. 未 払 費 用	0	2,646,576	△ 2,646,576
流動負債合計	0	2,646,576	△ 2,646,576
負 債 合 計	0	2,646,576	△ 2,646,576
剰 余 金 の 部			
I 剰 余 金			
1. 利 益 準 備 金	51,415,924	63,238,439	△ 11,822,515
2. 繰 越 利 益 剰 余 金	0	54,024,687	△ 54,024,687
3. 当 期 剰 余 金	△ 51,415,924	△ 65,847,202	14,431,278
剰 余 金 合 計	0	51,415,924	△ 51,415,924
負債及び剰余金合計	0	54,062,500	△ 54,062,500

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1)消費税の会計処理

消費税の会計処理は外税方式によっている。

# 東京社会保険会館特別会計損益計算書

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	総括勘定合計	備 考
I 事 業 収 益			
1. 貸 料 収 益	29,945,222		
2. 会 議 室 料 収 益	2,459,048		
3. そ の 他 事 業 収 益	182,750	32,587,020	
II 事 業 費 用			
1. 給 与 費	8,030,872		
2. 経 費	16,925,998		
3. 委 託 費	18,584,479		
4. 減 価 償 却 費	5,488,191	49,029,540	
差 引 事 業 利 益		△ 16,442,520	(A)
III 事 業 外 収 益	105,933	150,933	(B)
IV 事 業 外 費 用	0	0	(C)
差引経常利益 (A + B - C)		△ 16,291,587	(D)
V 特 別 利 益	0	0	(E)
VI 特 別 損 失	32,160,917	32,160,917	(F)
当期純損益 (D + E - F)		△ 48,452,504	

# 東京社会保険会館特別会計貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 △ 減
資 産 の 部			
I 流 動 資 産			
1. 現 金 預 金	25,200	9,530,736	△ 9,505,536
2. 売 掛 金	0	266,700	△ 266,700
3. 未 収 金	0	0	0
流 動 資 産 合 計	25,200	9,797,436	△ 9,772,236
II 固 定 資 産			
1. 建 物 付 属 設 備	0	33,420,477	△ 33,420,477
減 価 償 却 累 計 額	0	△ 9,644,513	9,644,513
2. 什 器 備 品	0	40,077,820	△ 40,077,820
減 価 償 却 累 計 額	0	△ 28,373,843	28,373,843
固 定 資 産 合 計	0	35,479,941	△ 35,479,941
III 無 形 固 定 資 産			
1. 電 話 加 入 権	0	1,053,500	△ 1,053,500
2. その他無形固定資産	0	5,667	△ 5,667
無 形 固 定 資 産 合 計	0	1,059,167	△ 1,059,167
資 産 合 計	25,200	46,336,544	△ 46,311,344



(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 △ 減
負 債 の 部			
I 流 動 負 債			
1. 短 期 借 入 金	3,464,325	0	3,464,325
2. 未 払 費 用	2,027,912	2,777,675	△ 749,763
3. 前 受 金	0	573,402	△ 573,402
流 動 負 債 合 計	5,492,237	3,351,077	2,141,160
II 固 定 負 債			
1. 元 入 金	68,238,200	68,238,200	0
固 定 負 債 合 計	68,238,200	68,238,200	0
負 債 合 計	73,730,437	71,589,277	2,141,160
剰 余 金 の 部			
I 剰 余 金			
1. 利 益 準 備 金	△ 25,252,733	△ 18,543,741	△ 6,708,992
2. 繰 越 利 益 剰 余 金	0	0	0
3. 当 期 剰 余 金	△ 48,452,504	△ 6,708,992	△ 41,743,512
剰 余 金 合 計	△ 73,705,237	△ 25,252,733	△ 48,452,504
負 債 及 び 剰 余 金 合 計	25,200	46,336,544	△ 46,311,344

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は外税方式によっている。

# フィオーレ健診クリニック特別会計損益計算書

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	総括勘定合計	備 考
I 医 業 収 益			
1. 外 来 診 療 収 益	2,664,979		
2. 保 健 予 防 活 動 収 益	847,884,719		
3. 医 療 相 談 収 益	575,211,216		
4. そ の 他 医 業 収 益	4,698,918	1,430,459,832	
II 医 業 費 用			
1. 給 与 費	571,021,400		
2. 材 料 費	47,365,639		
3. 経 費	266,842,736		
4. 委 託 費	307,482,320		
5. 減 価 償 却 費	95,407,614	1,288,119,709	
差 引 医 業 利 益		142,340,123	(A)
III 医 業 外 収 益	6,608,121	6,608,121	(B)
IV 医 業 外 費 用	40,148,893	40,148,893	(C)
差引経常利益 (A+B-C)		108,799,351	(D)
V 特 別 利 益	77,445,058	77,445,058	(E)
VI 特 別 損 失	24,000	24,000	(F)
税引前当期純利益 (D+E-F)		186,220,409	(G)
VII 法 人 税 等	23,964,500	23,964,500	(H)
当 期 純 利 益 (G-H)		162,255,909	

# フィオーレ健診クリニック特別会計貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増△減
資 産 の 部			
I 流 動 資 産			
1. 現 金 預 金	320,320,563	200,327,619	119,992,944
2. 医 業 未 収 金	156,481,730	130,910,255	25,571,475
3. 医 薬 品	543,200	461,892	81,308
4. 貯 蔵 品	96,760	234,120	△ 137,360
5. 立 替 金	1,267,433	379,416	888,017
流動資産合計	478,709,686	332,313,302	146,396,384
II 有 形 固 定 資 産			
1. 土 地	711,844,250	711,844,250	0
2. 建 物	458,805,750	458,805,750	0
減価償却累計額	△ 31,198,791	△ 20,187,453	△ 11,011,338
3. 建 物 付 属 設 備	670,468,050	585,534,410	84,933,640
減価償却累計額	△ 164,824,899	△ 113,090,312	△ 51,734,587
4. 車 両	1,544,905	1,544,905	0
減価償却累計額	△ 418,411	△ 32,185	△ 386,226
5. 医 療 用 器 械 備 品	127,842,624	126,782,624	1,060,000
減価償却累計額	△ 82,388,014	△ 64,169,930	△ 18,218,084
6. そ の 他 器 械 備 品	176,744,454	125,516,914	51,227,540
減価償却累計額	△ 115,018,871	△ 60,776,465	△ 54,242,406
有形固定資産合計	1,753,401,047	1,751,772,508	1,628,539
III 無 形 固 定 資 産			
1. 電 話 加 入 権	1,362,704	309,204	1,053,500
2. そ の 他 無 形 固 定 資 産	6,131,962	5,049,515	1,082,447
無形固定資産合計	7,494,666	5,358,719	2,135,947

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増△減
IV その他投資			
1. 預託金	9,890	9,890	0
その他投資合計	9,890	9,890	0
資産合計	2,239,615,289	2,089,454,419	150,160,870
負債の部			
I 流動負債			
1. 買掛金	2,384,453	2,113,123	271,330
2. 預り金	1,650,799	1,272,634	378,165
3. 未払費用	97,982,804	90,574,124	7,408,680
4. 未払法人税等	23,964,500	0	23,964,500
5. 未払消費税等	14,382,286	0	14,382,286
流動負債合計	140,364,842	93,959,881	46,404,961
II 固定負債			
1. 長期借入金	766,622,000	766,622,000	0
2. 銀行長期借入金	999,375,000	1,057,875,000	△ 58,500,000
固定負債合計	1,765,997,000	1,824,497,000	△ 58,500,000
負債合計	1,906,361,842	1,918,456,881	△ 12,095,039
剰余金の部			
I 剰余金			
1. 利益準備金	67,591,481	21,318,642	46,272,839
2. 繰越利益剰余金	103,406,057	57,133,220	46,272,837
3. 当期剰余金	162,255,909	92,545,676	69,710,233
剰余金合計	333,253,447	170,997,538	162,255,909
負債及び剰余金合計	2,239,615,289	2,089,454,419	150,160,870

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却について

建物、建物付属設備及び医療用器械備品等……………定額法によっている。

(2)消費税の会計処理

消費税の会計処理は外税方式によっている。

### 2. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建 物	458,805,750	31,198,791	427,606,959
建 物 付 属 設 備	670,468,050	164,824,899	505,643,151
車 両	1,544,905	418,411	1,126,494
医 療 用 器 械 備 品	127,842,624	82,388,014	45,454,610
そ の 他 器 械 備 品	176,744,454	115,018,871	61,725,583
合 計	1,435,405,783	393,848,986	1,041,556,797

## 平成25年度事業計画(案)

### はじめに

わが国は、国民皆保険・皆年金の達成から半世紀が過ぎ、少子高齢化の進展、雇用環境の変化、貧困・格差の問題など、社会が大きく変化してきている。

こうした中、「安心の支え合い」である社会保障制度を守り、進化させ、受け継いでいくための安定財源を確保するとともに、時代の要請に合った制度に改革していくこととして、国においては「社会保障制度改革国民会議」における議論が進められている。

本会は、昭和21年の創設以来、社会保険適用事業所の事業主団体として、社会保険制度の普及発展と被保険者等の福利厚生の実現を重要な使命として、各種の事業を展開してきたところである。

今般の公益法人制度改革に伴い、平成25年4月より一般財団法人として再出発することになったが、従来から実施している事業を「公益目的支出計画に基づく継続事業」として着実に実施するとともに、被保険者等の健康管理に資する健診事業を更に充実していく必要がある。

このため、会員事業所の確保に努めるとともに、直営健診クリニックにおける健診事業の一層の推進により、財政基盤の安定化を図り、魅力ある事業を積極的に展開していくことを事業計画の基本とする。

### 事業運営の基本方針

平成25年度の事業運営においては、健診事業を更に推進するとともに、公益目的支出計画に基づく事業を継続的に実施することを基本とし、事業主・被保険者のニーズをとらえた事業展開を図るとともに、事務・事業の一層の効率化に努め、経費節減を推進する。

#### 1 健診事業

直営健診施設「フィオーレ健診クリニック」においては、営業・広報活動を強化して受診者の確保を図るとともに、受診者ニーズをとらえた事業展開を図る。

また、引き続き適切な精度管理の下での健康管理事業推進施設として、受診者の健康管理により一層貢献するため、健診結果の当日説明や保健指導の充実を図る。

#### 2 会員事業所の確保対策

平成24年度の会員事業所には継続加入を勧めるとともに、過去に会員であった事業所、新規に社会保険が適用された事業所に対する積極的な加入勧奨を行い、会員事業所の確保に努める。

このため、加入のメリットが実感できる事業展開を図ることとし、社会保険事務講習会の拡充、健康管理事業等を積極的に推進するとともに、各種の事業案内や加入のメリット周知に関する広報を強化する。

#### 3 支部事業

限られた財源の中で、各支部が独自に実施することで、きめ細かな対

応が出来る事業と、本部と連携して行う方が事務の効率化や経費の節減に繋がる事業とを、それぞれ効果的に実施することを通じて、支部事業の効率化を図り、健全な事業運営を行う。

また、近隣支部と合同で事業を実施したり、各地区の年金委員会との連携を強化し、各種事業の効果的展開を図る。

#### 4 社会保険制度の周知、広報

(1) 日本年金機構南関東ブロック本部及び全国健康保険協会東京支部と連携してタイムリーな記事を作成し、社会保険制度周知のための機関誌「社会保険新報(Web版)」をメールマガジンにより配信するとともに、ホームページに掲載する。

また、本会の各種事業について、ホームページやメールマガジンを効果的に活用して広報するとともに、「協会だより」を発行し、本会事業の周知を図る。

(2) 社会保険制度の周知を図るため、社会保険事務講習会やセミナーを開催する。

#### 5 健康づくり事業

各事業所の健康づくり講習会に講師を派遣して、職場における健康づくりの推進を図り、被保険者等の健康管理意識の高揚に努める。

#### 6 経費節減

引続き、会費等財源の効率・効果的使用に努めるとともに、一層の経費節減に努める。



## 〔事業項目〕

### 1. 健診事業の推進

フィオーレ健診クリニックにおいては、施設の充実や受診者サービスの向上に努めた結果、多くの利用者から好評を得ており、リピーターの方には新たな受診者をご紹介いただいているところである。

本施設の周知と利用促進を図るべく、ホームページやメールマガジン、協会だよりを活用した広報、チラシ・パンフレット等の作成配布、電話や訪問による受診勧奨等の施策を推進するとともに、健康管理意識の啓発を積極的に行い、生活習慣病予防健診、付加健診、人間ドック等の継続受診者の確保と新規受診者の拡大を図る。また、健診結果の当日説明や保健指導の充実を図り、受診者の健康管理上なくてはならない施設としてステップアップを目指す。

さらに、健診フロアの有効活用について検討し、受診者ニーズに応じて健診枠の拡大を図るとともに、健診車による巡回健診についても、事業所のニーズに応じて積極的に実施していく。

#### (1) 健診コース

- ① 全国健康保険協会管掌健康保険の加入者に対する健診
  - ・生活習慣病予防健診(一般健診)
  - ・付加健診(節目年齢該当者に対する人間ドック)
  - ・乳がん子宮がん検診
  - ・肝炎ウイルス検査
  - ・特定健診、特定保健指導
  - ・差額人間ドックA(付加健診と同様の検査項目)
  - ・差額人間ドックB(差額人間ドックAより更に検査項目を充実)
  - ・配偶者ドックA(付加健診と同様の検査項目)
  - ・配偶者ドックB(配偶者ドックAより更に検査項目を充実)
  - ・若年層健診(34歳以下の被保険者を対象)
- ② 健康保険組合・共済組合等の加入者に対する健診
  - ・生活習慣病健診
  - ・主婦健診
  - ・人間ドック
  - ・シルバードック
  - ・特定健診、特定保健指導
  - ・定期健康診断
- ③ オプション検査
  - ・受診者の希望が多い腫瘍マーカー、アレルギー検査等に加え、CT検査装置による内臓脂肪検査、経膈超音波検査などオプション検査の充実を図る。

#### (2) 健診コース、メニューの検討・見直し

健診検査項目等について、保険者や受診者のニーズに応えられる健診コースや健診メニューを検討し、見直しを行う。

(3) 受診勧奨の推進

- ・本会の各種広報媒体（ホームページ、メールマガジン、協会だより等）を利用した受診勧奨
- ・生活習慣病予防健診広報案内パンフレットの作成・配布
- ・生活習慣病予防健診受診勧奨案内文書の送付
- ・健康保険組合機関誌への記事掲載・チラシ広告の依頼
- ・健康保険組合への個別利用依頼
- ・利用実績のある事業所、新規事業所への電話勧奨及び訪問勧奨

(4) 主要検査コース別利用者予定数

種 別	年度別 平成25年度 利用者予定	平成24年度 利用者見込	増 △ 減	備 考
生活習慣病予防健診	22,320 <sup>人</sup>	22,380 <sup>人</sup>	△ 60 <sup>人</sup>	協会けんぽ の加入者
若 年 層 健 診	14,040	13,600	440	
生活習慣病健診	6,360	6,300	60	
主 婦 健 診	2,470	2,000	470	
定 期 健 康 診 断	14,700	14,200	500	
人 間 ド ッ ク	11,350	11,200	150	
特定健診・保健指導	710	660	50	
二 次 検 査	50	60	△ 10	
一 般 外 来 診 療	400	330	70	
合 計	72,400	70,730	1,670	

2. 広報活動の推進

社会保険制度に関する普及啓発及び健診事業の受診促進を図るため積極的な広報活動を推進する。

- |                          |   |     |
|--------------------------|---|-----|
| (1) 社会保険新報編集委員会の開催       | 毎 | 月   |
| (2) Web版「社会保険新報」の配信      | 毎 | 月   |
| (3) 「算定基礎届・月額変更届の手引き」の発行 | 年 | 1 回 |
| (4) 社会保険各種事業に関する広報       | 随 | 時   |
| (5) 「協会だより」の発行           | 年 | 3 回 |

3. 社会保険事務講習会・セミナーの開催

被保険者等に対する社会保険制度の周知を図るとともに、健康保険組合等を対象とした講習会を開催する。

- (1) 社会保険事務講習会 6月・7月・10月・11月・2月

- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| (2) 年金シニアライフセミナー                | 9月・1月    |
| (3) 新規適用事業所を対象とした社会保険事務講習会      | 9月・3月    |
| (4) 健康保険組合等を対象とした社会保険実務等に関する講習会 | 5月・12月   |
| (5) メンタルヘルスに関する講習会              | 7月・9月・2月 |

#### 4. 福利厚生事業の推進

支部事業における福利厚生事業のうち、各支部で共通に実施されている事業及び本部で実施した方が効率的な事業については、引き続き本部で実施する。

- |                      |       |     |
|----------------------|-------|-----|
| (1) 宿泊施設の利用補助        | 通     | 年   |
| (2) レジャー施設の割引        | 通     | 年   |
| (3) 会員向け健診の実施        | 1月～4月 |     |
| (4) 会員向け脳検査(業務提携)の実施 | 通     | 年   |
| (5) 夏休み親子バスハイクの開催    |       | 7月  |
| (6) 著名人による講演会        |       | 11月 |

#### 5. 健康づくり事業の推進

職場の健康づくりを推進し、被保険者の健康管理意識の高揚を図るため、事業所の健康づくり講習会に講師を派遣する。また、体力測定器具の貸出しを行なう。

このため、協会だより及びホームページやメールマガジンを通じて事業の周知を図る。

#### 6. 諸会議（定例）の実施

- |               |       |
|---------------|-------|
| (1) 理事会       | 5月・3月 |
| (2) 評議員会      | 6月    |
| (3) 各理事部会     | 必要の都度 |
| (4) 理事懇談会     | 12月   |
| (5) 協会事業運営協議会 | 毎月    |

# 平成25年度 収支予算

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

勘定科目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
1. 特定資産運用益			83,000	83,000
1. 特定資産運用益			83,000	83,000
(1) 事業運営積立資産 受取利息			10,000	10,000
(2) 退職給付引当資産 受取利息			73,000	73,000
2. 受取会費			234,530,000	234,530,000
1. 受取会費			234,530,000	234,530,000
(1) 受取会費			234,530,000	234,530,000
3. 事業収益		1,462,044,000		1,462,044,000
1. 医業収益		1,462,044,000		1,462,044,000
(1) 外来診療収益		2,934,000		2,934,000
(2) 保健予防活動収益		857,550,000		857,550,000
(3) 医療相談収益		598,206,000		598,206,000
(4) その他医業収益		3,354,000		3,354,000
4. 受取負担金	2,357,000			2,357,000
1. 受取負担金	2,357,000			2,357,000
(1) 受取負担金	2,357,000			2,357,000
5. 雑収益	12,000	8,340,000	221,000	8,573,000
1. 雑収益	12,000	8,340,000	221,000	8,573,000
(1) 受取利息	2,000	40,000	21,000	63,000
(2) 雑収益	10,000	8,300,000	200,000	8,510,000
経常収益計	2,369,000	1,470,384,000	234,834,000	1,707,587,000
(2) 経常費用				
1. 事業費	195,149,000	1,426,071,000		1,621,220,000
1. 給与費	72,720,000	728,646,000		801,366,000
(1) 役員報酬	5,049,000	11,194,000		16,243,000
(2) 給料手当	55,017,000	445,193,000		500,210,000
(3) 臨時雇賃金	900,000	177,730,000		178,630,000
(4) 退職給付費用	2,462,000	13,164,000		15,626,000
(5) 法定福利費	9,292,000	81,365,000		90,657,000

(単位:円)

勘定科目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
2. 経費	122,429,000	697,425,000		819,854,000
(1) 材料費		32,016,000		32,016,000
(2) 福利厚生費	710,000	8,720,000		9,430,000
(3) 会議費	800,000	360,000		1,160,000
(4) 旅費交通費	800,000	2,304,000		3,104,000
(5) 通信運搬費	27,324,000	42,360,000		69,684,000
(6) 消耗什器備品費	500,000	5,000,000		5,500,000
(7) 消耗品費	5,238,000	43,921,000		49,159,000
(8) 印刷製本費	11,800,000	6,240,000		18,040,000
(9) 修繕費		13,200,000		13,200,000
(10) 車両費		360,000		360,000
(11) 光熱水料費	360,000	17,011,000		17,371,000
(12) 賃借料	5,034,000	53,686,000		58,720,000
(13) 保険料		1,873,000		1,873,000
(14) 交際費		10,930,000		10,930,000
(15) 諸謝金	4,166,000	1,260,000		5,426,000
(16) 租税公課		30,335,000		30,335,000
(17) 支払負担金	29,188,000			29,188,000
(18) 委託費	35,709,000	285,790,000		321,499,000
(19) 広報宣伝費		16,860,000		16,860,000
(20) 諸会費		1,307,000		1,307,000
(21) 支払利息		27,330,000		27,330,000
(22) 雑費	300,000	281,000		581,000
(23) 減価償却費	500,000	96,281,000		96,781,000
2. 管理費			77,776,000	77,776,000
1. 給与費			49,748,000	49,748,000
(1) 役員報酬			8,826,000	8,826,000
(2) 給料手当			31,973,000	31,973,000
(3) 退職給付費用			2,706,000	2,706,000
(4) 法定福利費			6,243,000	6,243,000
2. 経費			28,028,000	28,028,000
(1) 福利厚生費			650,000	650,000
(2) 会議費			4,200,000	4,200,000
(3) 旅費交通費			1,743,000	1,743,000
(4) 通信運搬費			2,916,000	2,916,000
(5) 消耗什器備品費			500,000	500,000

(単位:円)

勘定科目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
(6) 消耗品費			791,000	791,000
(7) 印刷製本費			1,100,000	1,100,000
(8) 修繕費			300,000	300,000
(9) 光熱水料費			272,000	272,000
(10) 賃借料			881,000	881,000
(11) 保険料			115,000	115,000
(12) 諸謝金			1,246,000	1,246,000
(13) 租税公課			1,578,000	1,578,000
(14) 支払負担金			4,907,000	4,907,000
(15) 委託費			4,246,000	4,246,000
(16) 広報宣伝費			1,100,000	1,100,000
(17) 諸会費			353,000	353,000
(18) 雑費			640,000	640,000
(19) 減価償却費			490,000	490,000
経常費用計	195,149,000	1,426,071,000	77,776,000	1,698,996,000
当期経常増減額	△ 192,780,000	44,313,000	157,058,000	8,591,000
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
1. 固定資産売却益	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
1. 固定資産売却損	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 192,780,000	44,313,000	157,058,000	8,591,000
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				

平成25年7月

## 役員名簿

任期（平成25年7月24日から平成25年事業年度に関する定時評議員会終結の時まで）

役職名	常・非	氏名	勤務先及び役職名		備考
会長	非	野口 節	(株)野口製作所	会長	
副会長	非	芳賀敏晴	(株)アール・エス・シー	専務取締役	
〃					
専務理事	常	片平義信	(一財)東京社会保険協会	専務理事	元大阪社会保険事務局長
常務理事	常	清野美明	(一財)東京社会保険協会	常務理事	
理事	非	古屋克巳	(社)日本工業倶楽部	事務局長	
〃	非	大月重人	(株)資生堂	執行役員	
〃	非	猿渡 智	大日本印刷(株)	副社長	
〃	非	和田義文	岩崎通信機健康保険組合	常務理事	
〃	非	黒川政春	徳和工業(株)	代表取締役会長	
〃	非	田村定也	台東タクシー(株)	常務取締役	
〃	非	山根 隆	(株)講談社	専務取締役	
〃	非	高井 聰	玉の肌石鹸(株)	労務課長	
〃	非	山田 晃	日昭クインズ(株)	代表取締役	
〃	非	照内洋二	月島食品工業(株)	総務課長代理	
〃	非	山本哲史	(株)ニコンビジネスサービス	取締役・人事厚生サービス事業部長	
〃	非	米田信悟	(株)ほとバス	常務取締役経営本部長	
〃	非	高橋和夫	東京急行電鉄(株)	経理管理室 室長	
〃	非	相馬熊郎	(株)手塚興業社	代表取締役社長	
〃	非	大橋孝士	大橋精密金型工業(株)	代表取締役	
〃	非	引地信孝	東栄工業(株)	代表取締役	
〃	非	坂本大太郎	(株)リネス	代表取締役	
〃	非	相原光良	成増興業(株)	代表取締役社長	
〃	非	百瀬 昭	(株)ADEKA	取締役兼執行役員	
〃	非	新津 堅	ミヨシ油脂(株)	代表取締役会長	
〃	非	佐々木章雄	日野自動車(株)	人事部業務室主査	
〃	非	中村孝夫	(有)トモエエンジニアリング	顧問	
〃	非	宮澤徳光	(財)仁和会	顧問	
〃	非	山崎善也	横河電機(株)	人事部長	
〃	非	日比生信義	林建設(株)	取締役	
監事	非	山口雄司	(株)協和日成	総務部長	
〃	非	村木雅男	ロッテ健康保険組合	常務理事	